

# 統一地方選挙 のお知らせ

## 埼玉県議会議員一般選挙

**投票日** 4月7日(日)

## 越谷市議会議員一般選挙

**投票日** 4月21日(日)

投票時間は両選挙とも午前7時～午後8時です

問合せ 越谷市選挙管理委員会

☎963-9276

\*投票日当日は☎963-9062

## 投票所入場整理券は封書に入れて郵送します

【これまで】 ハガキ

郵便はがき

新越谷局  
料金後納  
郵便

選挙 343-8501

越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

越谷 太郎 様

〇〇〇議会議員一般選挙投票所入場整理券

投票日 〇〇〇〇年〇月〇日(日)  
投票時間 午前7時から午後8時まで  
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
越谷市選挙管理委員会  
電話 963-9276 (投票日当日は963-9062)



【今回から】 封書

投票所入場整理券在中  
入場整理券は、1人につき1枚です。開封してご確認ください。

343-8501  
越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

越谷 太郎 様  
越谷 花子 様

選挙

新越谷局  
料金後納  
郵便  
郵便区内特別

〇〇〇議会議員一般選挙  
投票日：平成31年4月〇日(日)

越谷市選挙管理委員会  
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
電話 048-963-9276 (直通)  
(投票日当日は963-9062)

※入場整理券は、同一世帯最高6名分が同封されています。

☆入場整理券の裏面に『期日前投票（不在者）宣誓書（兼請求書）』（以下『宣誓書』）が印字されています。

期日前投票をする場合は、『宣誓書』に必要事項を記入のうえ、期日前投票所に持参し投票してください。（投票日当日に投票する方は、記入は不要です。）

☆『宣誓書』の記載欄が小さく書きにくい方や、投票所入場整理券を紛失または忘れた方のために、これまでどおり『宣誓書』を各期日前投票所に備えています。また、越谷市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

# 埼玉県議会議員一般選挙

## 越谷市は東第8区、議員定数は4人

### 埼玉県議会議員一般選挙が4月7日(日)に行われます。

#### 越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

##### 〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年(2001年)4月8日以前に生まれた方

##### 〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成30年(2018年)12月28日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

12月29日以降に市外から転入した方は越谷市では投票できません

平成30年12月29日以降に転入届け出をした方は、越谷市では投票できません。ただし、埼玉県内の他市町村からの転入者に限り、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

書(または「住民票の写し」)の提示か、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

\*投票日当日の転出については取り扱いが異なります。

#### 市内で転居した方

平成31年3月8日以前に転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。3月9日以降に転居の届け出をした方は転居前の投票所で投票してください。投票所は入場整理券をご確認ください。

投票所入場整理券は封書で発送します

#### 市外に転出した方

平成31年4月6日以前に県外に転出(転出は予定年月日で処理されます。以下同じ)する方は投票できません。

##### ◆県外転出の場合

平成31年4月6日以前に県外に転出(転出は予定年月日で処理されます。以下同じ)する方は投票できません。

##### ◆県内転出の場合

越谷市の選挙人名簿に登録されている方で、平成30年12月7日以降に越谷市から県内の市町村に転出された場合で、新住所地への転入届け出が平成30年12月29日以降の方は新住所地で投票できず、越谷市で投票することになります。この場合、「引き続き県内に住所を有する旨の証明

書のホームページにも掲載が予定されています。

詳しくは越谷市ホームページ(<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>)でお知らせします。

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は即日、市立総合体育館で行います

# 越谷市議会議員一般選挙

## 越谷市議会議員の定数は32人

越谷市議会議員一般選挙が4月21日(日)に行われます。

#### 越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

##### 〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年(2001年)4月22日以前に生まれた方

##### 〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成31年(2019年)1月13日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。また、投・開票速報を越谷市ホームページに掲載します。時間は投票速報が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時10分ごろからとなります。

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は即日、市立総合体育館で行います

# 越谷市議会議員一般選挙

## 越谷市議会議員の定数は32人

越谷市議会議員一般選挙が4月21日(日)に行われます。

#### 越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

##### 〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年(2001年)4月22日以前に生まれた方

##### 〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成31年(2019年)1月13日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

開票は、投票日当日の午後9時から市立総合体育館で行います。また、投・開票速報を越谷市ホームページに掲載します。時間は投票速報が午前9時10分ごろから、開票速報は午後10時40分ごろからとなります。

開票は即日、市立総合体育館で行います

開票は即日、市立総合体育館で行います

# 越谷市議会議員一般選挙

## 越谷市議会議員の定数は32人

越谷市議会議員一般選挙が4月21日(日)に行われます。

#### 越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

##### 〈国籍・年齢要件〉

日本国民で、平成13年(2001年)4月22日以前に生まれた方

##### 〈住所要件〉

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方

②転入した方：平成31年(2019年)1月13日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き投票日まで越谷市に住所を有する方

# 期日前投票・不在者投票について

市内3カ所の期日前  
(不在者)投票所で  
行う方法

投票日当日に仕事や旅行、  
出産、地域の行事、冠婚葬祭  
などのために、投票に行くこ  
とができない方は、期日前投  
票または不在者投票ができま  
す。

期日前(不在者)投票所は  
市役所のほか、新越谷駅およ  
び北部市民会館に設けます。

なお、新越谷駅期日前(不  
在者)投票所には駐車場があ  
りませんので、公共交通機関  
等をご利用ください。期日前  
(不在者)投票をするときに  
は入場整理券の裏面の『宣誓  
書』に必要な事項を記入のうえ  
ご持参ください。

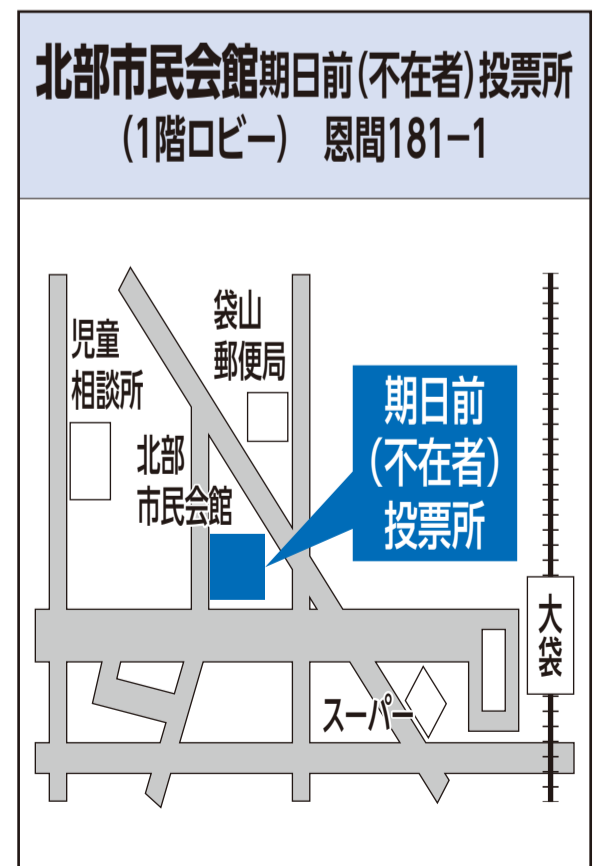
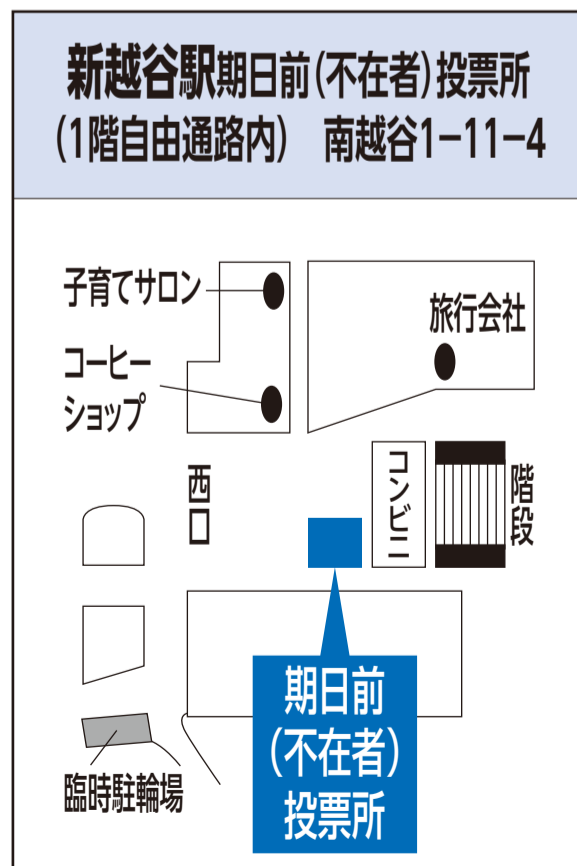
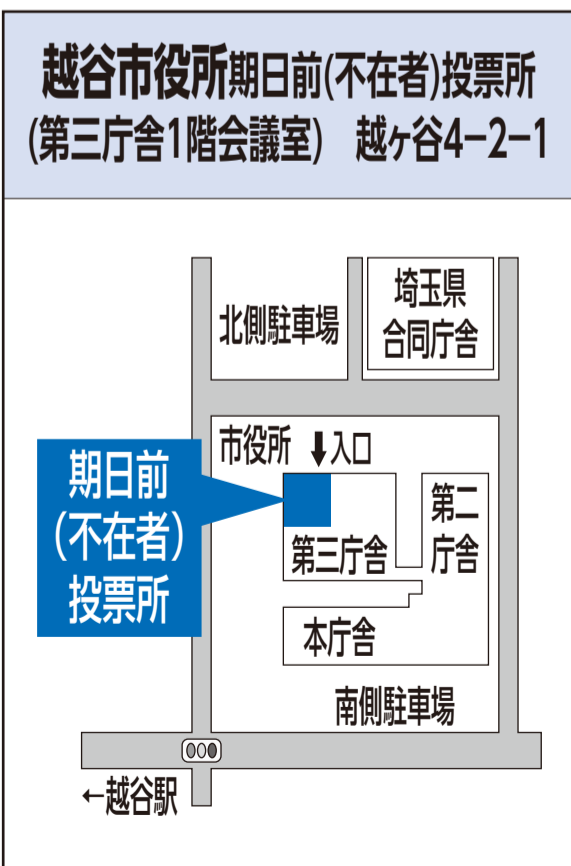
(3)



## 期日前(不在者)投票所の投票場所・期間・時間

選挙	場所	期間	時間
埼玉県議会議員 一般選挙	市役所第三庁舎 1階会議室	3/30(土) ~4/6(土)	午前8時30分 ~午後8時
	新越谷駅1階 自由通路内 および 北部市民会館 1階ロビー	3/30(土) ~4/2(火)	午前9時 ~午後7時
		4/3(水) ~4/5(金)	午前9時 ~午後8時
		4/6(土)	午前9時 ~午後5時

選挙	場所	期間	時間
越谷市議会議員 一般選挙	市役所第三庁舎 1階会議室	4/15(月) ~4/20(土)	午前8時30分 ~午後8時
	新越谷駅1階 自由通路内 および 北部市民会館 1階ロビー	4/15(月) ~4/16(火)	午前9時 ~午後7時
		4/17(水) ~4/19(金)	午前9時 ~午後8時
		4/20(土)	午前9時 ~午後5時



指定されている施設で行う方法

指定病院、指定老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。投票用紙等の請求は、施設の長等にお早めに申し出てください。

滞在地の選挙管理委員会で行う方法

市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、越谷市選

表1 市内指定病院・老人ホーム

Table with 3 columns: 施設名, 所在地, 電話. Lists various hospitals and nursing homes in Maier City with their addresses and phone numbers.

選挙管理委員会委員長宛に、直接または郵送で投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。ただし、投票時間等は滞在地の選挙管理委員会職員の執務時間となりますのでご注意ください。また、郵送に日数がかかりますので、請求はお早めをお願いします。

【投票用紙等の請求先】〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 越谷市選挙管理委員会委員長宛

【投票用紙等の請求先】

身体に重度の障がい等があり、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便で行う方法

不在者投票宣誓書兼請求書 (記入例)
私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇〇〇議会議員一般選挙の当日、下記の事由に該当する見込であることを宣誓し、併せて投票用紙等の交付を請求します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日
①氏名(ふりがな)
②生年月日
③名簿登録地(越谷市)の住所
④投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(方書まで)
連絡先の電話番号
⑤投票日当日、投票所へ行くことができない理由(仕事、旅行など)

◆郵便等投票証明書が必要ですよ

投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は、申請してください。郵便等投票証明書をお持ちの方は、投票用紙等の交付請求書を添えて埼玉県議会議員一般選挙は4月3日

(水)、越谷市議会議員一般選挙は4月17日(水)までに請求してください。

◆代理記載による投票

上記の郵便等による不在者投票ができる方(表2に該当する方)のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方(表3に該当する方)は、郵便等による不在者投票の代理記載制度があります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票・点字投票ができます

字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は各投票所の投票管理者に申し出ることで、代理投票・点字投票ができます。

代理投票は、選挙人の指示する候補者の氏名を投票所の代理投票補助者が本人に代わって記載します。また、視力に障がいのある方は、投票用紙に点字で候補者の氏名を記載して投票することもできます。点字器は投票所に用意しています。

ポスター掲示場を設置します

ポスター掲示場を市内52か所に設置します。この掲示場は候補者が選挙運動用ポスターを掲示できる唯一のもので、壊したり汚したりすると罰せられます。また、風などで倒れたり、ポスターがはがれたりしている場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

投票所の変更について

表4のとおり一部の投票所で投票場所が変更となります。

表2 郵便等による不在者投票ができる方

Table with 3 columns: お手持ちの手帳または保険者証, 障がい等の部位等, 障がい等の程度. Details eligibility for postal voting based on disability type and degree.

表3 郵便等による不在者投票における代理記載ができる方

Table with 3 columns: お手持ちの手帳, 障がい等の部位等, 障がい等の程度. Details eligibility for proxy voting based on disability type and degree.

表4 投票所の変更一覧

Table with 3 columns: 該当投票所, (これまで) →, 今度の統一地方選挙. Lists changes to polling stations for the unified local elections.

※は県議選(4/7(日))のみ